

届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則

(平成十九年三月九日国家公安委員会規則第五号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の二十七第一項、第二項及び第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第二十一条及び第二十二条並びに警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則を次のように定める。

(届出の手續)

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第五十六条の二十七第一項の規定による一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等（以下「届出対象病原体等」という。）の運搬の届出をして、運搬証明書の交付を受けようとする者は、別記様式第一の運搬届出書一通を当該運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の届出に係る運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、当該届出対象病原体等の出発地を管轄する公安委員会（以下「出発地公安委員会」という。）以外の公安委員会に対する同項の運搬届出書の提出は、出発地公安委員会を経由してしなければならない。

3 第一項の運搬届出書の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日（急を要するやむを得ない理由があると当該公安委員会が認めた場合には、その認めた日）までにしなければならない。

一 当該届出に係る運搬が一の公安委員会の管轄する区域内においてのみ行われる場合 当該運搬の開始日の一週間前の日

二 前号の場合以外の場合 当該運搬の開始日の二週間前の日

(運搬証明書)

第二条 法第五十六条の二十七第一項の運搬証明書の様式は、別記様式第二のとおりとする。

(指示)

第三条 法第五十六条の二十七第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 運搬手段

- 二 届出対象病原体等の積卸し又は一時保管をする場所
- 三 車両により運搬する場合における届出対象病原体等の積載方法、当該車両の駐車場所及び車列の編成
- 四 見張人の配置その他届出対象病原体等への関係者以外の者の接近を防止するための措置
- 五 届出対象病原体等の取扱いに関し知識及び経験を有する者の同行
- 六 警察機関への連絡
- 七 前各号に掲げるもののほか、届出対象病原体等の盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するために必要な事項

(運搬に関する検査)

第四条 法第五十六条の二十七第五項の規定により警察官が検査を行うときは、道路における安全と円滑に支障を及ぼすおそれのない場所を選び、かつ、当該届出対象病原体等の盗取、所在不明その他の事故の発生の防止について細心の注意を払わなければならない。

(運搬証明書の記載事項の変更の届出)

第五条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(以下「令」という。)第二十一条の規定による届出をし、運搬証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第三の運搬証明書書換え申請書一通に当該運搬証明書を添えて、その交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。

(運搬証明書の再交付の申請)

第六条 令第二十二条の規定による運搬証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第四の運搬証明書再交付申請書一通をその交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。この場合において、申請の事由が当該運搬証明書の汚損であるときは、当該申請書に当該運搬証明書を添えなければならない。

附 則

この規則は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百六号)の施行の日(平成十九年六月一日)から施行する。

運搬する届出対象病原体等の名称 、数量並びに一種病原体等、二種 病原体等及び三種病原体等の別				
運 送 人	氏名（法人にあって は、その名称）			
	住 所			
運 行 責 任 者 氏 名（注5）				
同 行 者 氏 名（注6）				
届出対象病原体等積載車両及び運 転者	自 動 車	最大積載	積載する届出対象 病原体等及びその	運 転 者
	登録番号	重 量	積 載 数 量	氏 名
積 載 方 法（注7）				
運 搬 要 領（注8）				
警 察 機 関 へ の 連 絡 要 領				

- 注1 特定一種病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者、二種病原体等許可所持者若しくは二種滅菌譲渡義務者若しくはこれらの者から運搬を委託された者又は三種病原体等所持者の別を記載すること。
- 2 全運搬経路の運搬日時を記載すること。
- 3 全運搬経路の出発地及び到達地を記載し、事業所である場合は、その名称を併記すること。
- 4 駐車、積卸し及び一時保管の予定場所及び予定時刻を記載すること。
- 5 運行に同行し、運搬の実施について責任を有する者の記載をすること。
- 6 運行に同行し、届出対象病原体等の取扱いに関し知識及び経験を有する者の記載をすること。
- 7 輸送する届出対象病原体等の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。
- 8 駐車、積卸し又は一時保管をする際に講ずる見張人の配置等盗取、所在不明その他の事故の防止の措置について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面を添付すること。
- 備考1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2 (第2条関係)

第 号		年 月 日		届出対象病原体等運搬証明書				公安委員会 ㊟	
届出者	住所								
	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)								
	届出者の区分								
運 搬 日 時		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで							
出 発 地									
到 達 地									
運 搬 経 路	経由地点	距 離 (km)		路線名	所要時 間(分)	運 行 時 間	運 搬 手 段	備 考	
		区 間	キロ程						
	運 搬 の 内 容								
指 示 事 項									
備考1 この運搬証明書は、運搬中常に携帯すること。 2 運搬中この運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに届出対象病原体等が現に在る場所を管轄する都道府県公安委員会に連絡し、指示に従って運搬すること。									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3 (第5条関係)

		※整理番号	
		※受理年月日	
		※書換え年月日	
<p>届出対象病原体等運搬証明書書換え申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会 殿</p> <p>住所</p> <p>氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印</p> <p>届出者の区分</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第21条の規定により、 運搬証明書の書換えを申請します。</p>			
運搬証明書番号		運搬証明書交付年月日	年 月 日
変更内容	旧	新	
変更事由			

- 備考1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4 (第6条関係)

		※整理番号	
		※受理年月日	
		※再交付年月日	
届出対象病原体等運搬証明書再交付申請書			
年 月 日			
公安委員会 殿			
住所			
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ㊟			
届出者の区分			
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第22条の規定により、 運搬証明書の再交付を申請します。			
運搬証明書番号		運搬証明書交付年月日	年 月 日
申 請 の 事 由			

- 備考1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。